

國學院大學學術情報リポジトリ

皇位継承をめぐる井上毅の書簡について：
明治皇室典範成立過程の一齣

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001068

皇位継承をめぐる井上毅の書簡について

——明治皇室典範成立過程の一齣——

小林 宏

目次

はじめに

- 一 帝室典則原案と副島修正案
- 二 帝室典則原案と宮中顧問修正案
- 三 井上書簡の内容
- 四 井上の意見と柳原の皇室法典初稿
- 五 皇室典範義解の第三条
- 六 皇位継承規定の法史的性格

はじめに

明治皇室典範制定の第一歩ともいえるべき皇室制規（宮内省立案第一稿）、帝室典則（宮内省立案第二稿、同第三稿）等については、その起草者や成立時期をめぐって学界に異論のある処であるが、^①とに角、それらが伊藤帰朝後の明治十年代の後半に成立したものであり、その中、宮内省立案の第三稿である帝室典則が、当時の宮内大臣伊藤博文から内大

臣三条実美宛に宮中顧問官の評議に付せらるべく、明治十九年六月十日に提出されたものであること、又、井上毅がそれらの草案の起草者ではなく、たえず批判者、修正者の立場にあったことは疑いのない処である。処が、右の宮中顧問會議の修正を経た帝室典則は、その後、いかなる訳か廢案となり、ついで内閣総理大臣伊藤博文の依嘱によって、柳原前光が新しく皇室法典を起草することとなり、明治二十年一月十五日、その初稿が柳原から井上の許に提出された。井上は、伊藤の命により、この柳原の初稿を徹底的に書き改め、以後修正につぐ修正を経て枢密院諮詢案を作成し、更に枢密院における審議を経て、遂に明治二十二年二月十一日に皇室典範が制定されるに至るのである。⁽²⁾

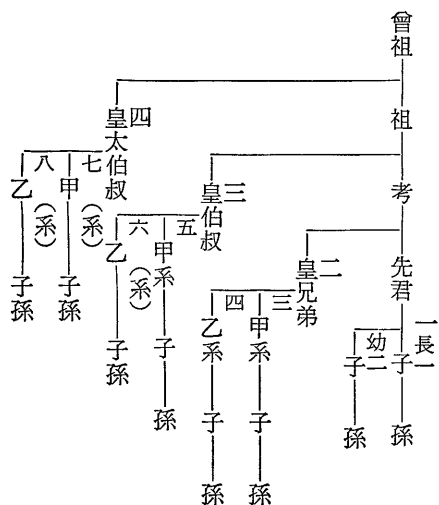
さて、国立国会図書館の憲政資料室には、三条実美文書が所蔵されているが、その中に、内大臣三条実美にあてた井上毅の一通の書簡がある。(なお、この書簡は、井上毅伝記編纂委員會編『井上毅伝 史料篇第四』の四三九頁に収録されている。以下、『井上毅伝 史料篇』を『井上・史料篇』と略称する。)この書簡の日付は、「七月十日」とあるのみで、その年代は未詳であるが、前記『井上・史料篇』は、これを明治十九年に推定している。この明治十九年という年代推定は、後述する処からも明らかなように正しいものと考えられるが、右の書簡が作成された事情、もしくはその内容に関する詳細な研究は、今の処、殆どないようである。⁽³⁾ 本稿では、この井上の一書簡を手懸りとして、当時の井上の皇位継承に関する見解の推移を考察すると共に、それらを通じて明治皇室典範起草過程の一端を窺うことゝしたい。

一 帝室典則原案と副島修正案

先ず問題の井上書簡の全文を左に掲げよう。

皇子孫ナキトキハ、皇兄弟皇伯叔皇太伯叔ニ傳フルノ順序ニ付、取調候處、王位継承法ハ、親屬ノ親疎ヨリモ寧系統ヲ取ルコト、ブロンチュリ氏ノ著書ニ相見エ候、此説ニ從フトキハ、

11 皇位繼承をめぐる井上毅の書簡について



即、皇伯アラズト雖、皇伯ノ子孫アルトキハ、皇太伯叔ヨリモ先ンシテ繼位ノ權アリ、從テ同一ノ皇伯ノ系統中ニ
テ甲ハ乙ニ先タチ、又、甲ノ子孫ハ乙ニ先タツコト知ルヘシ、

此條ハ、初案却テ明瞭ニ相見エ候

即宮内省第二案

右ニ付、ブロンチュリー氏及ヘフテル氏著書、此事ニ論及セル部分差出候而奉供 高覽候、

小 意見書柳原殿ヨリ被致傳呈候事奉存候、第二意見書ハ即宮内省第二草案ニ對シタルモノニ有之、右第二草案
爲御參考奉呈覽候、頓首、

七月十日

毅 揮

内大臣殿閣下

再申、猶御用有之候へハ、早速拝趨可仕候、書類ハ御一覽濟之上、御下付奉願候、

(読点、『井上・史料篇』)

右の書簡の記された年代が明治十九年であるとなると、この年の六月十日には、前述せるように伊藤から三条宛に帝室典則の第三稿(三条実美文書、梧陰文庫所蔵文書A三四)、即ち宮内省立案の成稿が提出され、それを原案として近く三条の下で宮中顧問官の審議が行われることになっていたのである。従つて、前掲書簡の日付にある七月十日といへば、宮中顧問官による帝室典則原案の審議の最中であり、しかもこの審議の際に様々な問題が提起されていた。中でも副島種臣は、伊藤の提出した典則原案に対し、積極的に意見を述べたようである。前記三条文書の中に存する「副島伯建議」と題する文書がそれを示しているが、その中に副島による原案の修正案があり、且つそれには前書と後書とが付されている。今、その前書のみ左に掲げよう。

頃日原案ヲ以テ御評議ヲ遂ラレ候上、猶本日御評議ニ及ハレ候ニ付テハ、愚案丈間違之ナキ為、書取ヲ以テ御答ニ及ヒ候、尤原案之通ニテ異存ト云義ニハ之アル間敷候得共、聊文言ニ付テ疑貳ヲ生シ易キ乎ト存候ニ付、補添ト申ス義ニハ御坐ナク候得共、因依修飾左ニ之ヲ録シ畢ヌ、猶大臣閣下ノ決裁ヲ請フ、(読点、小林)

右の前書には、副島が原案に対して修正案を提出した理由が述べられている。それによると、副島は原案に別に異存がある訳ではないが、原案の文言には疑義を生じ易い個所があるので、それを修正したというのである。(但し、副島は、その後書において、典則の附録三ヶ条に規定された現在の皇族の処遇について不満の意を表明している。その為か附録三ヶ条に相当する副島修正案は存在しない。)今、副島修正案二十ヶ条を典則原案と比べてみると、その条文の文章や用語には、原案とかなり異なるものが見られるが、それは副島のいう如く、原案の文章や用語に誤解を生じないように書き直し

たものが多く、内容的にみて両者にそれほど隔りがあるとは考えられない。

処で、問題は副島修正案の第二、第三条である。先ず、その第二条を次に掲げよう。

凡皇太子ヲ立ル嫡長子之ニ當ル、嫡長子ナクシテ而更ニ嫡長孫アルトキハ嫡長孫之ニ當ル、嫡長孫ナクシテ而嫡次孫アルトキハ嫡次孫之ニ當ル、若嫡長孫嫡次孫俱ニナクシテ而更ニ庶子アルトモ、若嫡次子アルトキハ其撰ニ當ルヲ得ス、若嫡次子ナキモ更ニ嫡次子ノ嫡子アルトキハ又其撰ニ當ルヲ得ス、嫡子ノ行ト嫡孫ノ行トヲ數ヘ盡シテ而皆ナキトキハ皇太子ノ庶子之ニ當ル、皇太子ノ庶子ナケレハ皇庶子ノ行之ニ當ル、(読点、小林)

右の副島案によると、皇位繼承の順位は、天皇の(1)嫡長子、(2)嫡長孫、(3)嫡次孫、(4)嫡次子、(5)嫡次子の嫡子、(6)嫡子(皇太子)の庶子、(7)庶子となる。而して、右の副島案には、「若嫡次子ナキモ更ニ嫡次子ノ嫡子アルトキハ又其撰ニ當ルヲ得ス」とあつて、この文の主語は、「庶子」(皇太子の庶子の意か)であることは間違いない。従つて、右の文からは嫡次子がない場合、「庶子」に先立つて、嫡次子の嫡子が皇位を繼承することは疑いないが、嫡次子がなく嫡三子があつた場合、皇位繼承者は、嫡次子の嫡子なりや、又嫡三子なりやは明瞭ではない。しかし、副島案では、右の文に続けて、「嫡子ノ行ト嫡孫ノ行トヲ數ヘ盡シテ而皆ナキトキハ皇太子ノ庶子之ニ當ル」とあつて、こゝに「嫡子ノ行」と「嫡孫ノ行」とが並列して掲げられ(この「行」とは、祖から數えて同一の世代のものゝ意であらう)、しかも「嫡子ノ行」が「嫡孫ノ行」よりも先に挙げられている処をみると、皇太子及びその嫡子なき場合、繼承の順位は皇嫡次子に行き、皇嫡次子なき場合、皇嫡三子に行き、更に皇嫡四子以下これに続き、皇嫡子すべてなき場合に、始めて皇嫡次子の嫡子に行き、更に皇嫡三子の嫡子以下これに続くというようにも考えられるのである。

副島の皇位繼承に関する右の考え方は、副島修正案の第三条に次のようにあることによつて、更に明瞭である。

皇子皇孫ノ行、俱ニナクシテ而後、皇兄弟ノ行ニ及フ、皇兄弟ノ行ナクシテ而皇兄弟ノ子孫ニ及フ (読点、小林)

即ち、右の「皇兄弟ノ行ナクシテ而皇兄弟ノ子孫ニ及フ」とは、皇兄弟がすべてない場合に、皇位は始めて皇兄弟の子孫に移るという意味である。従つて、副島の皇位継承に関する見解は、皇太子（皇嫡長子）なき場合を例外として、皇位継承者なき場合は、継承者の子孫よりも継承者の兄弟を優先するという原則に立つものである。

それでは、副島が修正を施した帝室典則原案の第二、第三条は、どのように記されていたであらうか。次にそれを掲げることとする。

第二 皇太子在ラサルトキハ皇太孫ニ傳フヘシ、皇太子及其子孫俱ニ在ラサルトキハ皇次子以下及其子孫ニ傳フヘシ

第三 皇位ヲ繼承スヘキ皇子孫ナキトキハ皇兄弟及ヒ其子孫ニ傳フヘシ（読点、小林）

即ち、原案第二条の皇太子なき場合、皇位が皇太孫に継承されることは、副島修正案にあっても全く同様である。処が、原案第二条では、皇太子及びその子孫がともになき場合、たゞ「皇次子以下及其子孫ニ傳フヘシ」とあつて、皇次子なき場合、皇位は皇三子に伝えられるのか、或は皇次子の子孫に伝えられるのか、その点は明瞭ではない。原案第二条の「皇次子以下及其子孫」を「皇次子以下」と「及其子孫」とに分離してよむならば、皇太子及びその子孫なき場合、皇位継承者の順位は、皇次子、皇三子以下が第一であり、皇次子・皇三子以下の子孫が第二ということになる。そのことは、第三条の「皇兄弟及ヒ其子孫」についても同じであつて、よみ方によっては皇子孫なき場合、皇兄弟が第一順位、皇兄弟の子孫が第二順位というようにも解し得るのである。副島は、原案第二、第三条の解釈に疑義の生じ易い個所を、右に述べた如き意味に解して、修正案第二、第三条を立案したものと思われる。

二 帝室典則原案と宮中顧問修正案

次に、帝室典則の原案と宮中顧問官による修正案（三条実美文書、梧陰文庫A三五）とを比較してみると、皇位継承規定の第一条から第七条までに関し、修正案は原案の第一条、第三条、第四条はそのまゝとし、第五条は原案に「皇太子ノ子モ亦同シ」を付加し、第六条は原案の文中の「ヘシ」を削って更に「嫡出庶出皆長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス」を付加し、原案の第七条は削除しているが、総じて両者は法文として、それほど大きく変わったところはない。しかし、第二条に関しては、修正案は原案の文章を大きく変えているのである。今、再び原案第二条を掲げ、それと宮中顧問官による修正案第二条とを比較してみよう。

（原案）皇太子在ラサルトキハ皇太孫ニ傳フヘシ、皇太子及其子孫俱ニ在ラサルトキハ皇次子以下及其子孫ニ傳フヘシ

（修正案）皇太子及其子孫俱ニ在ラサルトキハ左ノ順序ニヨル

一 皇次子皇三子以下

二 皇次子ノ子孫

三 皇三子ノ子孫

以下准之

但皇次子皇三子ト雖モ、立坊ノ後ハ直ニ其子孫ニ傳フ

（説点、小林）

右に掲げた宮中顧問官による修正案第二条を前掲副島修正案第二条と比べると、その内容はほぼ同様である。即ち、宮中顧問案では、皇太子及びその子孫がともになき場合、皇位継承の順位は、第一が皇次子、皇三子以下、第二

が皇次子の子孫、第三が皇三子の子孫となっており（但し、皇次子、皇三子以下が立太子の後は、その子孫が直ちに皇位継承者となる）、こゝでは、皇次子なき場合、先ず皇次子の子孫、次に皇三子、更に皇三子なき場合、皇三子の子孫というように、皇位が長系の子孫に継承され、長系が絶え尽きた場合に、始めて次系に移るという方式は、皇太子なき場合を除いて、とられていない。結局、この宮中顧問官による修正案は、前述せる副島案の皇位継承に関する考えを更に明確化したものに他ならない。（但し、宮中顧問案第二条が副島案第二条に見える嫡子と庶子との継承順位に関して、全くふれていないのは、宮中顧問案が嫡子と庶子との關係を規定した原案第六条をそのまゝとり入れて、修正案第六条とした為であろう。）

それでは、宮中顧問官による修正案が第二条のみ原案の文を大きく変更しておきながら、何故に第三条（前掲）、第四条（後掲）については、原案をそのまゝ採用したかということであるが、それは第三、第四条の場合も、第二条と同じ方式を準用することが考えられた為であろう。例えば、第三条の「皇子孫ナキトキハ皇兄弟及其子孫ニ傳フヘシ」の「皇兄弟及其子孫」の皇位継承法は、やはり第二条に倣って、第一順位は皇次弟、皇三弟以下、第二順位は皇次弟の子孫、第三順位は皇三弟の子孫というように、皇次弟以下の皇兄弟が皆尽きるをまって、始めてその子孫に及ぶというのが宮中顧問修正案の解釈ではなかったかと推測されるのである。

以上述べたように、宮中顧問官による修正案第二条は、原案第二条の解釈に疑義のある個所を副島案によって示唆をうけ、副島案の解する所に従って、更にそれを明確ならしめたといえるのであるが、しかれば、この原案第二条は、本来、副島修正案や宮中顧問修正案の如く解してよかつたのであろうか。実は、この原案第二条は、井上毅が帝室典則の宮内省立案第二稿（樞密文庫A三三）に関し、その第二条は両様の意義に解し得るとして、修正意見を伊藤に提出し、それがそのまゝ伊藤の容れる処となり、宮内省第三稿（宮中顧問會議の際の原案）の第二条となつたものである。即ち、この個所の井上の意見を『井上・史料篇 第一』（四九八頁以下）によって掲げれば、次の通りである。（原

本は井上家蔵

第二條ニ付疑問

皇位ヲ繼承スヘキ皇子アラザルトキハ皇孫ニ傳フヘシトノ本文ハ兩様ノ意義ニ解釋スヘシ

甲 皇長子アラザルトキハ皇次子ニ傳ヘ、皇次子アラザルトキハ皇長孫ニ傳フ

先帝——皇長子——皇孫

皇次子

乙 皇長子アラザルトキハ皇次子ノ有無ニ拘ラズ皇長孫ニ傳フ

先帝——皇長子——皇長孫

皇次子

右甲乙兩様ノ内、想フニ起草者ノ本意ハ乙ノ義ヲ取レル者ナルヘシト雖、文字ノ上ニテハ却テ甲ノ意義ニ近キカ如シ、第六條ニ嫡庶長幼ノ解アリト雖、皇子ノ幼系ト皇孫ノ長系ト何レカ繼位スヘキヤノ疑題ハ到底判明ナラズ、故ニ修正案ヲ試ミ、起草者ノ參考ニ供フルコト左ノ如シ

第一 皇位ハ嫡長ノ順序ニ依リ皇子孫ニ傳フヘシ

二条削

更ニ一案ヲ提出ス

第一 皇位ハ皇太子ニ傳フヘシ

第二 皇太子在ラザルトキハ皇太孫ニ傳フヘシ、皇太子及其子孫俱ニ在ラザルトキハ皇次子以下及其子孫ニ傳フ

ヘシ

(説点、小林)

即ち、宮内省立案第二稿の帝室典則第二条は、皇長子から皇次子へ、更に皇孫へという継承法と皇長子から直ちに皇長孫へ、更に皇次子へという継承法との兩様に解し得るとして、井上は後者の意をとる二つの修正案を提出した。この井上の修正意見は結局、伊藤の容れる処となり、伊藤は井上の修正案の中、第二のものをそのまゝ取って、宮内省立案第三稿、即ち原案の第二条が作成されたのである。このようにして、帝室典則、宮内省第二稿の第二条の疑義は、井上修正案を採用することにより解決をみたのであるが、右の井上修正案では、更に皇太子及びその子孫なく、しかも皇次子なきとき、皇位は皇三子に伝うるや、或は皇次子の子孫に伝うるやの新しい疑義を生ずることゝなつた。この井上修正案を副島案や宮中顧問案が前者の意に解したのは、先に述べた通りである。当時の井上が、この点に関して、どのように解していたかは未詳であるが、皇位は皇太子なき場合、皇太子の子孫に移り、皇太子の子孫なき場合に、始めて皇次子に移るといふ直系子孫相承の原則は、皇次子なき場合も亦、当然準用されると考えていたのではないかと思われる。即ち、井上は次に述べるように、副島案や宮中顧問案とは違った解釈をとっていたと推測されるのである。

三 井上書簡の内容

さて、こゝで本稿冒頭に掲げた（明治十九年）七月十日付、三条実美宛の井上書簡に戻って、その内容に検討を加えることにしよう。

その頃、三条は宮中顧問會議を主宰し、伊藤の提出せる帝室典則原案を逐一審議していた。その際、副島から前述の如き建議と修正案が出され、審議の結果、原案の第二、第三、第四の各条の解釈について疑義が生じたに違いない。そこで三条は、かつて皇室制規（梧陰文庫A三二）、帝室典則（宮内省第二稿）に修正意見を提して、原案作成に多

くの寄与をなし、しかも疑義の生じた第二条の実質的な起草者でもあった井上に対し、皇子孫なき場合の皇兄弟、皇伯叔、皇太伯叔への皇位継承の順位について意見を徴したのであり、それに対する回答が前記七月十日付の三条宛井上書簡であつたのである。

処で、三条が井上に右の調査を依頼し、その意見を徴した際、三条は副島修正案を井上に送付したものと思われ、井上はこの副島案を意識しつつ、この書簡を作つたと推測される。即ち、副島案第四条には、

皇兄弟及ヒ其子孫ノ行俱ニナクシテ而後先帝ノ行ニ及フ、先帝ノ行ナクシテ而後、先々帝ノ行ニ及フ

(読点、小林)

とあつて、そこには皇兄弟及びその子孫なき場合、皇位継承の順序は、先帝の行(先帝の兄弟の意)に及び、先帝の行なき場合、先々帝の行(先々帝の兄弟の意)に及ぶとのみあつて、先帝の行なき場合、皇位は先帝の行の子孫に及ぶのか、それとも先々帝の行に及ぶのかについて、副島案では明瞭ではない。井上書簡が「即、皇伯アラズト雖、皇伯ノ子孫アルトキハ、皇太伯叔ヨリモ先ンシテ継位ノ権アリ、」と述べているのは、右の副島案第四条の不明確なる点について、前者をとるべきものとして回答を与えたものであろう。何故ならば、副島案の「先帝ノ行」とは井上書簡の「皇伯叔」(井上の図解のいう「祖」の兄弟)のことであるからである。井上は、右に関連して、「此條ハ、初案却テ明瞭ニ相見エ候、」と記しているが、右の「初案」とは、井上が注記している如く、宮内省立案の第二稿たる帝室典則のことであり、「此條」とは、その第四条を指すこと間違いない。即ち、次に掲げる通りである。

皇兄弟及ヒ其子孫ナキトキハ皇伯叔父及其子孫ニ傳ヘ、皇伯叔父及其子孫ナキトキハ皇太伯叔父以上及其子孫ニ傳

フヘシ

(読点、小林)

右の宮内省立案第二稿の第四条は、第三稿（即ち原案）の第四条にもそのまゝ受け継がれ、両者は同文であるが、ここには前掲副島案の第四条と比較して、皇伯叔父の子孫、及び皇太伯叔父の子孫にも皇位継承権の及ぶことが明らかに記されており、井上書簡は、そのことを指摘したのである。⁽⁴⁾

処で、井上の回答は、右に附随して更に重要なことが述べられていた。即ち、井上は、前述の如く皇伯がなくとも、皇伯の子孫があるときは、皇太伯叔よりも先に継承の権があると述べた後、「従テ同一ノ皇伯ノ系統中ニテ甲ハ乙ニ先タチ、又、甲ノ子孫ハ乙ニ先タツコト知ルヘシ」と記している。右の文中の「甲ハ乙ニ先タチ」とは、井上書簡の図解において、同一の皇伯の系統中、長系を「甲」とし、次系を「乙」としているから、同一系統では、長系は次系に先だつことをいうのであり、この点、原案では自明のこととして、それを示す明確な規定をおかなかったのである。その為、宮内省内事課長桜井能監、同課次長田辺新七郎から原案に対し、「第六条ニ第三項ヲ加ヘ嫡出庶出皆長ヲ先ニシ幼ヲ後ニスト掲クヘキカ」という修正意見がすでに出されており（三条文書、及び梧陰文庫A三四の帝室典則第三稿の付箋）、井上の前記の見解は、それと同一趣旨のものであった。⁽⁵⁾ 桜井・田辺意見は、後に宮中顧問の修正案に取り入れられ、第六条に前述の第三項が付加された。

次に、前掲井上書簡の「又、甲ノ子孫ハ乙ニ先タツコト知ルヘシ」という文であるが、その意は、皇伯叔の系統中、甲系、即ち長系と乙系、即ち次系とがあるとき、皇位継承の順位は、甲の子孫は乙に先んずるということである。この継承法が皇伯叔のみならず、皇子、皇兄弟、皇太伯叔の場合にも同様に考えられたことは、前掲井上書簡の図解に、「一」「二」「三……」という継承順位を表わす細字の漢数字が存すること、及び同書簡に、「王位継承法ハ、親屬ノ親疎ヨリモ寧系統ヲ取ルコト、ブロンチュリ氏ノ著書ニ相見エ候」とあることによって明白である。しかし、かゝる井上の主張する皇位継承の方式は、三条並びに宮中顧問官によって認められる処とはならなかった。何故なら

ば、井上の立案せる原案第二条は、井上の皇位継承の考えと異って、前掲修正案第二条の如く変更されたからである。又、宮中顧問会議は、第三、第四の两条については、原案そのまゝとしたけれども、恐らくその解釈は井上と異っており、副島修正案の如く考えていたのであろう。即ち、前述の如く原案第三、第四条は、井上と宮中顧問会議との両様の解釈ができたから、宮中顧問会議は、原案第二条を修正案の如く改めることにより、その解釈に疑義のないようにし、且つその解釈を第三、第四条にも準用することを考えていたのではないかと思われる。

以上、本稿冒頭に掲げた井上書簡の内容を検討して来たが、明治十九年七月十日、井上が三条の諮問に答えて、皇位継承法に関して主張したのは、結局、次の三点であった。即ち、井上の皇位継承に関する見解は、庶子を除き嫡子にのみ限っているならば、左に示す通りである。

- (一) 長系（本系）は次系（支系）に優先する。
- (二) 同一系統中では、長子は次子以下に優先する。
- (三) 同一系統中では、長子の子孫は、次子以下に優先する。

右の中、宮中顧問による修正案は、(一)(二)を採用しているが、(三)は副島修正案の影響を受けて、皇太子の場合を除き、遂にとる処ではなかったのである。

四 井上の意見と柳原の皇室法典初稿

井上はすでに皇室制規、帝室典則（宮内省立案第二稿、同第三稿）について、夫々意見を伊藤に提出していた。それらの意見について、先ず皇室制規に関しては、「謹具意見」として伊藤博文の秘書類纂に（秘書類纂）帝室制度資料 上巻』二五九頁以下、『井上・史料篇 第二』六九五頁以下に収録）、帝室典則第二稿に関しては、井上家所蔵文書に（『井上・史料篇

第一』四九八頁以下に収録)、更に同第三稿に関しては、梧陰文庫A三四の「帝室典則」の付箋に夫々存する。これらの意見の中、皇位継承についてのみえば、井上の意見によって、皇室制規の女系継承の規定、即ち第一、第六、第七、第十三条は悉く削除され、又、解釈に疑義の存する典則第二稿の第二、第六条については、井上の意見をそのまま容れて、典則第三稿が作られた。又、井上がかねて持論とせる天皇讓位制の存続の主張も、制規及び典則第二稿では、その第九条に「天皇在世中ハ讓位セス云々」として明確に否定されているが、典則第三稿では、右の第九条は全く削除されており、或はこれも井上の意見が容れられた結果であるかも知れない。以上述べた処から推察し得るように、井上の皇位継承に関する修正意見は、伊藤によって殆どすべて採用されて、典則第三稿、即ち宮中顧問會議に提出する原案ができたのである。しかるに、井上の意見をいれて作成された原案が三条の主宰の下、宮中顧問官により修正されて、顧問會議の案ができたとき、井上には皇位継承規定に関する限り、それはむしろ原案の改悪と考えられたに違いない。殊に修正案第二条が皇太子なき場合、その子孫を以って皇位継承の第一順位とする直系主義をとりながらも、皇次子、皇三子の場合に、それを捨てゝとらなかったことは、皇位継承法として著しく首尾一貫しないものゝ如く思われたであらう。

前述の如く、その後、宮中顧問の修正を経た帝室典則は、その發布を前にして突如廃棄となり、伊藤の主導権の下に新しく皇室法典の編纂が試みられることゝなった。伊藤から起草の依頼をうけた柳原前光が明治二十一年一月二十五日、「皇室法典初稿」(梧陰文庫A五九)を井上に提出したとき、井上は直ちにこの柳原の起草した初稿に全面的な検討を加え、同年二月、十六項目にわたる疑義を伊藤に提出し、併せて自己の意見を述べ、伊藤の裁定を乞うた。これ即ち、「皇室典憲ニ付、疑題乞裁定件々」(『秘書類纂帝室制度資料 上巻』二二九頁以下、梧陰文庫B五三、『井上・史料篇 第一』五〇三頁以下収録)なる文書であり、その中の第二項には、次の如く述べられている。

一 皇太子在ラス、皇太子ノ子孫モ在ラサルトキノ傳位ノ事
宮中顧問ノ案ニ從ヘハ

皇太子及其子孫俱ニ在ラサルトキハ左ノ順序ニ依ル

一 皇次子、皇三子以下

二 皇次子ノ子孫

三 皇三子ノ子孫

以下准之、但皇次子、皇三子ト雖、立坊ノ後ハ直ニ其子孫ニ傳フ

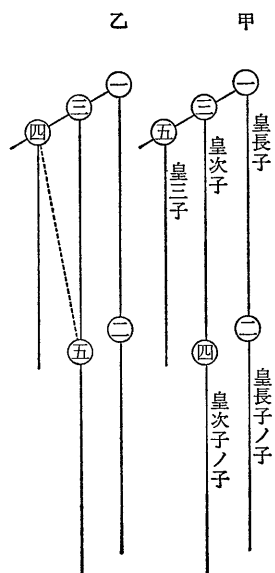
トシタリ

柳原案ニ從ヘハ

皇長子ノ子孫在ラサルトキハ皇次子以下及其子孫ニ傳フ

トシタリ、皇次子及其子孫ニ傳ヘ、皇次子及其子孫在ラサルトキハ皇三子ニ傳フルノ意ナルヘシ

大要兩案ニ分ル



此事關係甚タ小ナラス、兩案ノ一ニ裁定ヲ乞フ

(朱書自筆)(梧本ナシ)
「甲ニ從フ」

(読点、小林)

即ち、井上は宮中顧問による帝室典則修正案第二条と柳原起草の皇室法典初稿第二十七条とを並記し、しかも柳原初稿の文をかつて自らが起草せる帝室典則原案の第二条と同じ趣旨のものと解した上で、両者その何れを採るべきか伊藤にその選択を迫ったのである。しかも、右の「此事關係甚タ小ナラス」という井上の言は、この皇位繼承法の問題が彼にとって極めて重大なる関心事であつたことを示している。伊藤が宮中顧問案を捨て、柳原案をとつたのは、いうまでもなからう。この時点で、明治皇室典範における皇位繼承法のいわば直系主義ともいふべきものが明確に定まったといえよう。

井上は、明治十九年の宮中顧問官による修正において、かつて自己の起草せる典則原案の第二、第三、第四条がその起草の意図とは違つて解釈されたという苦い経験から、この柳原初稿の第二十七条も誤解のなきものにしておく必要があつた。明治二十年二月頃、井上が柳原の初稿に対して大なる修正を施した資料が梧陰文庫(A三六)に存するが、井上はその第二十七条を次のように修正している。左に両者を並記しよう。

(柳原初稿) 皇長子在サル時ハ皇長孫ニ傳フ、其子孫皆在サル時ハ皇次子以下及其子孫ニ傳フ

(井上修正案) 皇長子在ラサル時ハ皇長孫以下ニ傳フ、皇長子及其子孫俱ニ在ラサル時ハ皇次子及其子孫ニ傳フ、皇次子及其子孫在ラザルトキ以下皆之ニ同シ

(読点、小林)

右の柳原初稿の「皇次子以下及其子孫」なる文は、かつて宮中顧問のつた如き解釈の生ずる余地をまだ遺してい

るが、井上修正案では、かゝる疑義を生ずる可能性は全くなっている。

その後、井上は、右の修正案を更に改めて、「皇次子及其子孫在ラザルトキ」を削り、「之ニ同シ」を「之ニ例ス」とし、「俱ニ」を「皆」にする等、字句に多少の変更を施して、明治二十一年三月、枢密院諮詢案（稽陰文庫A四八）の第三条を作成した。即ち、左に掲げる通りである。

皇長子在ラザルトキハ皇長孫以下ニ傳フ、皇長子及其ノ子孫皆在ラザルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ、以下皆之ニ例ス
（読点、小林）

枢密院での審議の結果、右の「皇長孫以下」の「以下」が削られ、それがそのまま皇室典範成案の第三条となった。かくして明治皇室典範の第三条が制定されたのであるが、その起草過程をみると、本条の本質的な修正は、明治二十年二月の伊藤による疑題の裁定と井上による柳原初稿修正の時であった。明治皇室典範第三条の祖型は、この時すでに出来上っていたというべきであろう。

五 皇室典範義解の第三条

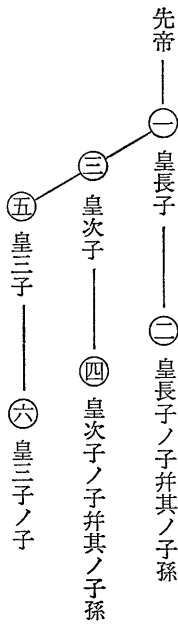
皇室典範義解は、枢密院での審議の際の井上の逐条説明書をもとにして作られたものであり、伊藤の私著という体裁で、憲法義解と併せて、明治二十二年四月二十四日に印刷出版された。今、その第三条に関する典範義解の文を左に引用することとする。

恭て按ずるに、菟道稚郎子の言に曰、「昆上而季下、古今之常典」と。葛野王持統天皇に進奏するの言に曰、「我國家爲法也、神代以来、子孫相承、以襲天位、若兄弟相及、則亂從此興」と。此れ乃祖宗以來子孫直系相傳へ、長幼序に従ふを以て、天位繼承の正法とす。而して其の兄弟相傳ふるは、反正天皇の履中天皇に於ける、允恭天皇の反

正天皇に於けるより始まり、皆已むを得ざるに出で、其の正に非ざるなり。第二・第三條繼承の法を一定して、後王の爲に常典を貽し、敢て權宜左右することを容さざるは、蓋祖宗の遺範を恪み、永く亂萌を後裔に絶つ所以なり。凡そ子孫と云へるは曾孫以下皆其の内に在り。長子の子孫は次子に先だつは宗統を重んずるなり。長子の子孫在らざるに至て、始めて次子に移る。次子の子孫の第三子以下に於けるも亦同例とす。(岩波文庫『憲法義解』一三〇頁以下)

右の義解の文によれば、皇室典範第三条のよつて立つ主たる法的な根拠は、神代以来の直系子孫による皇位相伝を説く葛野王の持統天皇に対する進奏の言であつて、こゝでは兄弟相伝は皇位繼承の正法ではないことが強調され、又、本条から帰結される皇位繼承の要件として、(一)長子の子孫は次子に先だつ、(二)長子の子孫なき場合、皇位は次子に移る、(三)次子の子孫は第三子に先だち、以下同例とするという以上の三点が挙げられている。右の葛野王の言が果して神代以来の我が皇位繼承の事実を正しく伝えているかどうかは、後述する如く問題のある処であるが、それは兎も角として、右に挙げた典範義解第三条の結論について、井上に最も大きな影響を与え、彼の考えを決定づけたのは、実は右の葛野王の言にあらざりして、むしろ前掲井上書簡にみえるブルンチュリーの学説と次に述べるロエスレルの調査ではなかつたかと思われる。

さて、梧陰文庫のA五〇号文書は、皇室典範義解の底本となつた典範各条の説明草稿であるが、その第三条には、前掲の典範義解とはゞ同文のものが先ず記されており、次に「例圖」として、左の如きものが掲げられている。



右の例図は、前掲典範義解本条の結論を分りやすく図解したものである。処が、この草稿には、右の例図の後に、次の如き別紙が典範説明文を記した内閣野紙に貼付されている。

ブルンチュリー國法論、第三篇、第二章、第二款、相續法

相續之順序者、近來ブリモゲンツール之原則ニ據ルコトナレリ、ブリモゲンツールトハ、死去シタル君主之第一子カ相續シ、第一子モ死去シテ在ラサル場合ニ於テハ第一子ノ第一子、先君之第二子ニ先キタチテ相續シ、以下凡テ第一子ノ系統カ他ノ系統ニ先タチテ相續シ、而シテ第一子ノ系統中ニ於テハ其系統中ノ第一人カ他ノ者ニ先キタチテ相續スルコナリ、(傍点井上、読点小林)

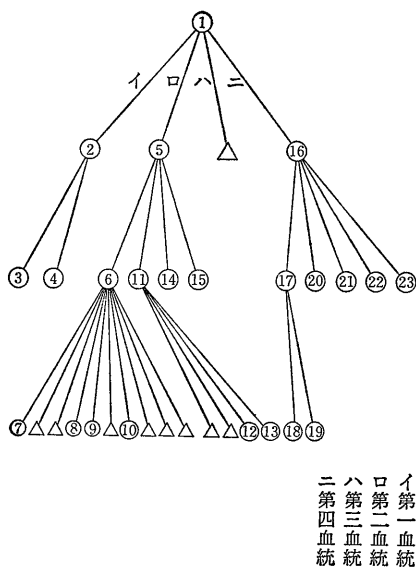
さて、前掲三条宛の井上書簡には、「ブロンチュリー氏の著書ニ相見エ候」、「ブロンチュリー氏及ヘフテル氏著書、此事ニ論及セル部分差出候而奉供 高覽候」とあるから、井上はブルンチュリーの著書の中から、王位相續法に関する部分を抜き書きし、右の書簡に付して三条に送っていた。しかも、井上は同書簡に「再申」として、「書類ハ御一覽濟之上、御下付奉願候」と記し、調査書類の返却を三条に望んでいるのである。そうすると、右の典範説明草稿A五〇号文書に貼付されたブルンチュリー國法論の抜き書きは、実は井上が三条に前掲書簡と共に送付したものであり、後に三条から井上に返却されたものであろう。

この皇室典範説明の草稿には、右のブルンチュリーの学説の引用の外に、それ以前の井上の典範説明の草稿やそれ以後の典範義解の成稿には認められない注目すべき資料がいくつか収載されている。その一つは、バヴァリア王国の王位繼承に関するロエスレルの調査報告である。これとほぼ同文のものは、梧陰文庫B五〇号の「皇位繼承順位圖」、寺島伯爵家文書(国立国会図書館蔵)の「皇位繼承法圖解」にあり、又『秘書類纂 皇室制度資料 上巻』三七八頁以下にも収められているが、それらには何れも執筆者名や執筆の日付は記されていない。処で、この資料は、その原本と思われる

るものが梧陰文庫A二五号文書にあり、A五〇号の皇室典範説明草稿に存するものは、それを写しとって貼付したものである。この調査報告の内容は、凡そ次のように記されている。

巴威里亞國王位繼承ハ先生相續法ニ依リ、男系ヲ先ニシ女系ヲ後ニス、故ニ先王ノ殂去後、其長男②王位ヲ繼クヘキ所、先王在位中ニ王太子トシテ殂去シタルニ由リ、②ノ長男③王位ヲ繼キタリ、然ルニ③ハ発狂シテ自殺シタルニ由リ、④王位ヲ繼キタリ、現國王即チ是ナリ、而シテ④モ亦狂病ニ罹リ、且ツ③④共ニ生子ナキニ依リ、⑤ヲ立テ儲嗣トナシ目下摂政トナシタリ、他日若シ④ノ殂去スルコトアレハ第一血統全ク絶エルヲ以テ、王位ハ相續法ニ從ヒ、第二血統ニ移ルヘシ、第二血統ニ於テ相續ノ順序ハ⑤ヨリ⑥ニ及ヒ、⑥ヨリ⑦⑧⑨⑩ニ及フヘキナリ、然ルニ若シ第二血統中⑥ノ支系悉ク絶ユルトキハ⑪ノ支系王位ヲ繼ク、以下表中数字ノ順序ニ從ヒテ相續權ヲ有ス、

巴威里亞國王室系統



① ハ先王

② ハ先王ノ長男 王太子タリシモ、先王ノ位ヲ継カスンデ祖去セリ

③ 故王太子ノ長男 先王祖去ノ後、其父タル②ニ代リテ王位ヲ継ギ、後自殺シ給ヘリ

④ 故王太子ノ次男 現今ノ国王、即其兄③ノ王位ヲ継キタリ、然レトモ現今狂病ニ罹レルヲ以テ、其伯父⑤即故王太子ノ弟儲嗣ト定メ、目下⑥ハ摂政タリ

△ハ女子

千八百八十八年五月廿五日

ロエスレール記

(読点、小林)

右のロエスレールの調査報告は、結局、前述のブルンチュリーのいう王位相統法がバヴァリアの王室の上に今迄いかに施行されて来たか、又、将来いかに施行さるべきかということを同国の王室系統図を掲げて説明したものといえよう。更に、同じ典範第三条の説明を記した内閣野紙の上の欄外には、次の如き井上の自筆による注記が見えている。

露國第六條 故ニ帝位ノ継嗣ハ初ニ今帝ノ長男ニ屬シ、次ニ長男ノ総男系ニ屬ス

第七條 此ノ男系断絶スルトキハ継統^嗣ハ皇帝第二子ノ男系^統ニ移ル、第二ノ男系断絶スルトキハ又第三子ノ男統ニ移ル、他皆之ニ准ス(□の枠内は見せ消し。読点、小林)

なお、右の注記の「露國」は、露国々法を指すものである。⁽⁷⁾

以上、この皇室典範説明原稿中の注目すべき三つの資料について紹介して来たのであるが、右の三資料の説く所は、何れも王位継承の直系主義ともいふべきものであり、長子の子孫は次子に先だち、長子の子孫なき場合に始めて次子に移り、又、次子の子孫は第三子に先だつとする前記典範義解第三条の結論と全く一致する。以って、この三資料が

典範義解に及ぼした影響の大なることを知り得るであらう。

処で、注意すべきは、前記ロエスレルの調査報告に記された年月日である。千八百八十八年は明治二十一年に当るから、その年の五月二十五日といえ、明治皇室典範制定の過程の中で記念すべきときであった。即ち、枢密院は明治二十一年五月八日にすでに開院していたが、伊藤議長の下に、皇室典範の枢密院諮詢案の審議が枢密院初の仕事として開始されたのが他ならぬこの五月二十五日であった。この枢密院での第一回の審議は、六月十五日を以て終了するが、この間、書記官長たる井上は、草案起草の中心的存在として各条の説明に当たったのである。井上は、すでに明治二十一年の春に皇室典範の説明原稿（梧陰文庫A四三）を作成しているが、来るべき枢密院での審議に備えて、この頃、諮詢案第三条の調査、研究をも行っていたものと思われる。当時の枢密顧問官には、かつて宮中顧問として先の帝室典則の修正案を作成した三条実美や副島種臣を始めとして、元田永孚、佐野常民、佐佐木高行、福岡孝弟、川村純義、土方久元等がいたから、その修正案第二条を廢して、新しく典範の諮詢案第三条を起草した井上としては、周到なる用意を以てその審議に臨んだに違いない。右に述べたブルンチュリーの国法論の引用、ロエスレルのバヴァリア国王位継承に関する調査、露国々法の注記等は、まさにその事実を示すものに他ならない。皇位継承に関し、皇太子なき場合、その直系子孫を以て継承者とすることに異議はないとしても、継承者たる皇次子なき場合、皇次子の子孫と皇三子の、その何れを優先せしむるかは微妙なる問題であって、皇次子の子孫を優先せしめんとする、いわば徹底した直系主義をとる井上にとっては、枢密院の審議に備えて、その根拠を明らかにし、併せて自説を補強する必要があったものと思われる。⁽⁸⁾

六 皇位繼承規定の法史的性格

以上、本稿において述べた処を要約するならば、明治皇室典範を制定するに際し、当時皇位繼承の方式をめぐつて、次の二つの考え方があった。一つは三条、副島を始めとする宮中顧問の考え方であり、他の一つは井上及び伊藤、柳原等の考え方であった。両者は皇太子なき場合、皇位は皇太子の子孫によつて繼承される点では一致していたが、前者は皇太子及びその子孫ともになき場合、皇位繼承の順位は、皇次子、皇三子以下を第一とし、皇次子・皇三子以下の子孫を第二とする原則に立ち、後者はその場合、長系たる皇次子及びその子孫を第一とし、皇次子の子孫が皆絶え尽きた場合に、始めて次系たる皇三子の系統に移るという原則に立つものであった。前者を仮に皇位繼承の傍系主義、後者を直系主義と呼ぶならば、明治皇室典範は結局、井上等の主張する直系主義を採ったのであり、しかも井上のこの考えに決定的な影響を与えたのは、典範義解の第三条に見える葛野王等の言にあらざして、実はブルンチュリーの学説、ロエスレルの調査報告、更には露国々法等であったといえよう。

さて、明治皇室典範における皇位繼承規定の法史的性格をめぐつて、こゝに注意すべき問題が若干ある。それを指摘して本稿の結びに代え、併せて今後の課題としたい。先ずその第一は、皇室典範及びその義解をみる限り、本稿で述べたような第三条成立に至る迄の経緯は、殆ど窺い知ることができないということである。殊に本条の成立には、前述の如くブルンチュリーの学説やロエスレルの報告等が重要な役割を果たしたものと思われるが、それらは全く歴史の表面には現れていない。本条の法的な根拠としては、菟道稚郎子と葛野王の言が見えるのみである。典範義解の公刊に際し、井上は枢密顧問官の進言により、外国事例の参照を多く削除したから『井上・史料篇 第四』一三一頁所収、明治二十一年七月二十三日付、伊藤宛井上書簡）、ブルンチュリーやロエスレルの言説が典範義解に現れていないのも、或

はその結果かと推測されるが、欧州王室の事例を義解の文から削除する以前の井上の原稿（梧陰文庫A五二）にも、それらは見えないから、義解の成案には、それらは当初から引用しないのが井上の考えであったと思われる。即ち、井上としては明治十四年七月の所謂岩倉大綱領、同綱領起草以来、皇位の継承は、「祖宗以来ノ遺範」（大綱領）や「祖宗以来ノ模範」（綱領）によることゝなったから、皇室典範の皇位継承法は、それらを成文化したものでなければならなかった。従つて、その規定にブルンチュリーやロエスレルの論説を採用するとしても、その根拠は、あくまでも我が古典の上に求めなければならなかったのである。

それでは、皇室典範義解に引用された葛野王の発言等が当時の井上にとって単なる手段や方便に過ぎなかったかという、必ずしもそうばかりとはいえない。葛野王の発言にみられる皇位の長子相続制は、典範起草当時、やはり少なからざる影響力を有していたとしなければならぬ。前述の如く、井上、伊藤等と三条、副島等とは、皇次子なき場合の皇位継承法については意見を異にしていたが、皇位が皇嫡長子に伝えられ、且つ皇嫡長子なき場合、その嫡長子、即皇嫡長孫に伝えられるという点に関しては、両者は全く一致していたのである。すでに明治十三年二月に起草された元老院国憲案、第三章案の第二条にも、「帝位ヲ継承スル者ハ嫡長ヲ以テ正トス、如シ太子在ラサルトキハ太子男統ノ裔嗣ク云々」とあるから、当時もこの点については、一般に自明のことゝして、敢えて異論を挟むものはないのである。しかれば、かゝる皇位継承に関する長子相続制が葛野王のいうように、神代以来の「天位継承の正法」であつたかといえ、それには疑問なしとしない。この葛野王の進奏の言は、実は草壁、高市の両皇子なき後、持統天皇の直系の孫であり、又、草壁皇太子の子でもある軽皇子を皇太子に立てんが為の、持統天皇の意をうけた政治的な発言であつて、その内容は必ずしも歴史的事実に立つものではない。皇位継承の順位は、明治の皇室典範制定に至る迄は、成文の条規によつてこれを確定せず、皇位継承者は或は勅命により、或は遺詔により、或は院旨によ

り、或は権臣の推戴により、或はその他の事由により隨時冊立されたものであった。⁽⁹⁾ そうすると、皇位繼承における長子相続主義は、神代以来の正法に拠るものではなく、別の根拠に基づくものとしなければならぬ。しかば、その根拠とは何かということになるが、恐らくそれは中国の律令法の影響によるものであろう。即ち、唐の封爵令や我が養老の繼嗣令（第二条）には、封爵や官位の嫡長子による単独相続制が規定されている。それらに規定されるところは、ブルンチュリー等の王位相続に関する学説と悉く一致するものではないが、嫡長子による相続を第一とし、嫡長孫が祖父を代襲相続するという点に関しては、両者は全く一致している。従って、右の嫡長子相続制、代襲相続制に關してのみいえば、七、八世紀における律令法の我が国への継受とその後の浸透とが更に十九世紀後半に至り、王位繼承に関する西洋法の受容を容易ならしめたといえるのではないかと思われるが、この点に關しては、なお将来の課題としておきたい。

最後にもう一つ留意すべきこととして、井上の皇位繼承に關する考え方に、明治十年代と同二十年代とは質的な相違のあったことが挙げ得るであろう。即ち、明治十五年起草の「憲法試草」（樞密文庫B四二四二）と題する井上の憲法私案には、皇嗣は天皇の生前の意思により決定すべきものであり、皇室法に規定される皇位繼承法は、その決定なき場合にのみ適用されることが規定されてあった（第二十三条）。かゝる考えは、皇室制規に對する井上の批判、即ち前記「謹具意見」にも見られる処であり、もし稲田説をとるならば、それは明治十九年の春以降に執筆されたものとなるから、井上は大体、明治十年代はかゝる考えに立っていたことと思われる。しかし、井上のかゝる考えは、王位繼承法に君主の私意の入ることを極力排除したブルンチュリー等、當時のドイツ国法学者の見解⁽¹⁰⁾とは全く異なるものである。井上が皇位の繼承は天皇の意思によらず、これを皇室法によって確定するという考えに変わったのは、恐らく明治十九年の末から同二十年の初めの頃ではなかったかと思われるが、その経緯についても、なお今後の検討に俟

つことゝしたい。

- (1) 稲田正次氏は、皇室制規の成立時期を明治十九年三、四月頃と推定され、皇室制規、帝室典則の起草も、伊藤と井上、伊東、金子の三人のスタッフの手になるものと考えられている。一方、小島和司氏は、皇室制規の成立時期を明治十八年、又はそれ以前とされ、且つ帝室典則の真の作成者は、三条であることを示唆されている。詳細は、稲田正次『明治憲法成立史 下巻』九五八頁以下、同『明治憲法成立史の研究』二五四頁以下、小島和司『帝室典則について』『柳瀬良幹博士退職記念論集 行政行為と憲法』三七三頁以下、「明治皇室典範の起草過程」『杉村章三郎先生古稀記念 公法学研究(一七)』二七五頁以下参照。
- (2) 明治皇室典範の制定過程の詳細については、稲田、小島両氏の前掲論考参照。なお本稿も両氏の研究に負う処が多い。
- (3) この井上の書簡にふれたものとして、小島氏の研究がある。前掲『帝室典則について』四六〇頁参照。
- (4) この書簡について、小島氏は前掲論文において、「副島修正案第六条についての調査報告と意見である。」(四六〇頁)と述べられている。本書簡を副島修正案に対する井上の調査報告とその意見とされた点は、小島氏の卓見であるが、筆者は本書簡を直接には副島修正案第四条に対する井上の調査報告と意見であると考えたい。
- (5) 国会図書館所蔵の三条実美文書の中には、帝室典則の宮内省第三稿(六月十日案)が三種存する。その第二のものは、内閣野紙に書写されているが、筆者と島善高氏とが調査した処、その野紙の袋綴の中に、かつてこの文書に貼付したと思われる朱筆による三種の付箋を偶然発見した。この付箋は、従来知られている「第六條ニ第三項ヲ加ヘ云々」の桜井、田辺意見、「皇后ノ御養子ヲ止メ云々」の図書頭意見、「第七條皇后御養子ノ儀ハ云々」の桜井、田辺意見を記した紙片の下に、更に別紙が貼付され、別筆にて意見が記されているものである。その一つに「第三項嫡出庶出皆長ヲ先ニシ幼ヲ後ニスト掲クルコト頗ル要用ナルヲ覺フ」とあり、これは前記第六条に対する桜井、田辺意見を積極的に支持したものである。この付箋に記された意見が井上によるものであるかどうか、暫く後考を俟ちたい。
- (6) 井上が当時、ブルンチュリーの『國法汎論』(加藤弘之訳)を精読していたことについては、稲田『明治憲法成立史 下巻』八九七頁参照。ブルンチュリーに関しては、『明治文化全集 補卷(二)國法汎論』の解題、及び稲田前掲書八九六頁参照。なお井上書簡に見える「ヘフテル氏著書」については未詳であるが、大石真氏の示教によれば、十九世紀前半に活躍したドイツの法学者 August Wilhelm Heffter (1796—1880) の Beiträge zum deutschen Staats- und Fürstenrechte, Berlin 1829 (ツイン國法・君主権論考) ではないかと思われる。同氏の著作では「右の外 Das europäische Völkerrecht der Gegenwart, 8. Aufl., 1844

(現代ヨーロッパ国際法) System des römischen und deutschen Zivilprocessrechts, 1843 (ローヤル・ドイツ民事訴訟法体系) 等がある。

(7) 国会図書館所蔵、伊東巳代治関係文書「露國帝室制度雜纂」収録の「國法」第六条、第七条参照。

(8) 但し、国会図書館所蔵、伊東巳代治関係文書「樞密院會議筆記原手稿」、同憲政史編纂会収集文書「皇室典範草案 樞密院會議筆記」等によれば、樞密院の審議では、この第三条は、専ら諮詢案の「皇長孫以下」の「以下」の二字の解釈をめぐって、副島、寺島等の発言があり、数回にわたる審議の結果、結局、六月十五日の第三説会において、右の二字の削除が決定し、本稿でとり上げた皇位繼承に関する原則的な問題は、審議の対象にはならなかったようである。

(9) 日本学士院編『帝室制度史 第三卷』一二六頁

(10) ブルンチェリーの『國法汎論』(加藤弘之訳、明治五年版)には、「是故ニ世襲法ハ、必ス憲法ヲ以テ確定スヘシ、決シテ君主ノ意ヲ以テ之ヲ變改セシム可カラス」「繼位法ハ、方今必ス國憲ニ載セテ、確定スル所ニシテ、國憲諸條中ニ於テ、重大ナル者ノ一ナリ、繼位ノ事ハ右ノ如ク至重至大ナルヲ以テ、君主ト雖トモ私意ヲ以テ輕輕シク動ス能ハサル者ナリ」(卷之六中、第六款、第二、世襲法)とある。